

## 第 8 3 号議案

品川区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 0 月 2 7 日

品川区長職務代理者

品川区副区長 桑 村 正 敏

品川区立知的障害者グループホーム条例の一部を改正する条例

品川区立知的障害者グループホーム条例（平成 3 年品川区条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「提供する」を「提供し、日常生活に必要な援助を行う」に、「図る」を「図るとともに、短期間の入所を必要とする知的障害者に対し、必要な支援を行う」に改める。

第 2 条および第 3 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 短期入所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 5 条第 8 項に規定する短期入所をいう。
- (2) 共同生活援助 法第 5 条第 1 7 項に規定する共同生活援助をいう。

（名称、所在地および実施する事業）

第 3 条 グループホームの名称、所在地および実施する事業は、次のとおりと

する。

名称	所在地	実施する事業
品川区立北品川つばさの家	東京都品川区北品川三丁目 7番21号	共同生活援助
品川区立西大井つばさの家	東京都品川区西大井五丁目 7番24号	共同生活援助
品川区立上大崎つばさの家	東京都品川区上大崎一丁目 20番12号	共同生活援助
品川区立出石つばさの家	東京都品川区西大井三丁目 11番19号	短期入所 共同生活援助

第4条の見出し中「入居者」を「利用者」に改め、同条中「に入居する」を「を利用する」に、「者とする」を「知的障害者とする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 品川区立出石つばさの家に限り、第1条に規定する設置の目的に支障がないと認める場合にあっては、前項に規定する者に加え、法第22条第8項の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けている身体障害者も利用することができる。

第5条の見出し中「入居手続」を「利用手続」に改め、同条第1項中「に入居しよう」を「を利用しよう」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「入居」を「利用」に改め、同項第1号中「入居者」を「利用者」に、「入居の」を「利用の」に改める。

第6条の見出し中「使用料」を「利用料」に改め、同条第1項を次のように改める。

利用者は、利用料として法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を、使用料として家賃の額を納付しなければならない。ただし、利用者が短期入所を利用するときは、利用料に限る。

第6条第2項中「入居者」を「利用者」に改める。

第7条第1項中「前条第1項第2号」を「前条第1項」に改める。

第8条の見出し中「入居承認」を「利用承認」に改め、同条各号列記以外の部分中「入居」を「利用」に改め、同条第1号中「入居者」を「利用者」に改める。

第9条中「入居者」を「利用者」に、「入居の」を「利用の」に改める。

第10条および第12条第2項第1号中「入居者」を「利用者」に改める。

#### 付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 品川区立出石つばさの家の利用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明) 出石つばさの家を設置する必要がある。